

様式第1（第2条第1項関係）



保健所長 様

届出先の機関名を記入する

個人：申請者の氏名、住所、電話番号

申請者 氏
(法)

法人：法人名、役職名、法人代表者名、

法人住所、電話番号を記入する

電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

法人の場合は、代表者印(必須)

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称		ペットランド	
2 事業所の所在地		千葉県 市 1 - 2 - 3 電話番号 XXXX - XX - XXXX	
3 動物取扱責任者	(1)氏名	安房 太郎	
	(2)要件	獣医師 愛玩動物看護師 <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験（ 2年、経験場所： アニマル ） 飼養経験（ 年、経験場所： ） 教 育（教育機関等： ） <input checked="" type="checkbox"/> 資 格（団体等： 動物飼養管理士2級）	
4 第一種動物取扱業の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 販売 / 保管 / 貸出し / 訓練 / 展示 その他（ ） （飼養施設の有無： 有 無 ）	
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容	ペットの店頭販売、営業期間は通年	
	(2)実施の方法	別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）	
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類	犬 10 頭以下、ねこ 5 頭以下、ハムスター 20 頭以下	
	(2)鳥 類	チャボ類 3 羽以下、セキセイインコ 5 羽以下	
	(3)爬虫類	科 10 匹以下	
7 飼養施設及び規模 (施設を有する場合)	(1)所 在 地	千葉県 市 5 - 6 - 7	
	(2)構 造	建 築 構 造	木造 / 木造モルタル造 / <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / 鉄筋コンクリート造 / コンクリートブロック造 その他（ ）
		延 床 面 積	展示空間 500 m ² 保管空間 100 m ² 隔離空間 m ²
		敷 地 面 積	1,000 m ²
	材 質	床 面	タイル張り
		壁 面	リノリウム張り
	設 備 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> ケージ等（ 20 個以下） <input checked="" type="checkbox"/> 照明設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 給水設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 消毒設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input checked="" type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 清掃設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 訓練場	
(3)管 理 の 方 法	ケージ ステンレス製、床面固定 清掃：1日1回以上 , 消毒：1週間に1回以上		

8 営業の開始年月日	年 月	
9 権原の有無	事業所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
	飼養施設	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員(事業所の外で業務を行う場合)	(1)氏名	房総 次郎
	(2)要件	<input checked="" type="checkbox"/> 実務経験(5年、経験場所: ペットランド) 教育(教育機関等:) 資格(団体等:)
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	房総 三郎
	(2)要件	実務経験(年、経験場所:) <input checked="" type="checkbox"/> 教育(教育機関等: 動物福祉専門学校) 資格(団体等:)
12 営業時間	午前10時から午後8時までの間	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	別記2のとおり(犬猫等販売業者に限る。)	
14 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書 / <input checked="" type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 / <input checked="" type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 / <input checked="" type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 / <input checked="" type="checkbox"/> 業務の実施の方法 / <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 / <input checked="" type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 / <input checked="" type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 / <input checked="" type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画(犬猫等販売業者に限る。) その他()	
15 備考	事業所に配置される最低人数 3名	

動物取扱責任者は、獣医師及び愛玩動物看護師以外の場合は、資格要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入すること。

備考

- 1 「3 要件」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 2 「5 業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7 設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7 管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9 飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 事業所に配置される職員の最低数
 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 10 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 11 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。